

別紙1-1-5 各条における申請対象設備
(第8条：外部からの衝撃による損傷の防止)

目 次

1. 概要
2. 基本設計方針と申請対象設備の紐付け
3. 系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証
4. 機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するもの検証
5. 設計中の設備の検証

添付 1 : 申請対象設備リスト (第 8 条 : 外部からの衝撃による損傷の防止)

1. 概要

本資料は、補足説明資料「本文、添付書類、補足説明項目への展開」（各条00資料）にて整理した別紙2に基づき、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明する上で必要な設備・機器について、基本設計方針と申請対象設備を紐付けし、申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するものである。

2. 基本設計方針と申請対象設備の紐付け

申請対象設備が抜けなく抽出されていることを検証するため、別紙2にて基本設計方針の適用を受ける主な設備を明確化し、さらに、申請対象設備と基本設計方針の紐付けを行い、技術基準規則への適合性及び事業変更許可との整合性を説明するために必要な設備が抜けなく抽出されていることを検証する。

基本設計方針と紐付けをした申請対象設備リストを添付1に、紐付けした別紙2を別紙1-1-40に示す。

3. 系統として機能、性能を達成する設備を構成する機器等の抽出及び検証

施設を構成する設備等には、機器単体で技術基準規則への適合を達成するものと系統として技術基準規則への適合を達成するものがあり、特に系統として機能、性能を達成するものに対しては、当該系統の中で安全機能に関する対象範囲や対象機器を抽出することが必要である。

第8条 外部からの衝撃による損傷の防止において、機能要求②となる系統として機能、性能を達成する機器はない。

4. 機器単体で技術基準への適合や基本設計を達成するものの検証

別紙2で基本設計方針との紐付けにより該当する設備のうち、「機器単体で機能、性能を達成する設備（機能要求②が要求される機器単体）」及び「機能要求①に該当する設備」、「設置要求に該当する設備」のそれぞれが設工認申請対象設備となる。

抽出した設備に抜け等がないことを確認するため、再処理規則等、技術基準規則および事業許可規則で要求されている施設、系統、機器等をもとに設備選定フローによって分類した設備のうち、仕様表対象設備の中で機器単体により技術基準への適合を達成するとした設備、基本設計方針に個別名称を記載する設備（②-a）を比較する。

また、機器単体で機能、性能を達成する設備は、設計図書の機器リスト、既認可申請書等を用いて、対象を明確化する。機器単体で機能、性能を達成する設備と設計図書等との紐付け結果は、共通09の補足説明資料 別紙「機器単体で機能、性能を達成する設備」にて示す。

5. 設計中の設備の検証

系統として機能、性能を達成する設備及び機器単体で機能、性能を達成する設備のうち、詳細設計中の設備については、設計図書による検証ができないことから、設計完了後に作業を行うこととする。

なお、申請対象設備リストにおいて、設計中の設備は事業変更許可申請書の設備名称を記載する。

事業変更許可申請書からの抽出結果は、共通09の補足説明資料 別紙「後次回にて詳細化する設備」にて示す。

添付 1

申請対象設備リスト

(第8条：外部からの衝撃による損傷の防止)

申請対象設備リスト (各条における申請対象設備)
(1/2)

番号	施設区分		設備区分		機器名称(許可)	機器名称	機種	基本設計方針 紐付け番号 【その他】	エビデンス 紐付け番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	地区区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考		
	計測制御系統施設	—	設計基準対象の施設	制御室換気設備	—	—	制御室排風機	制御室排風機	—	機-01-4	FA	2	①-3	既設	非安重	—	C/-	—	—		
	計測制御系統施設	—	設計基準対象の施設	制御室換気設備	—	—	制御室給気ユニット	制御室給気ユニット	—	機-01-6	FA	1	①-3	既設	非安重	—	C/-	—	—		
	計測制御系統施設	—	設計基準対象の施設	制御室換気設備	—	—	制御室空調ユニット	制御室空調ユニット	—	機-01-8	FA	1	①-3	既設	非安重	—	C/-	—	—		
	計測制御系統施設	—	重大事故等対処設備	制御室	制御室換気設備	—	制御室送風機	制御室送風機	—	機-01-3	FA	2	①-3	改造	非安重	常設SA	C/(C)	主: 制御室換気設備 (SA) 従: 制御室換気設備	—		
	計測制御系統施設	—	重大事故等対処設備	制御室	制御室換気設備	—	制御室換気設備	主配管 (制御室換気系: DB, 制御室換気系: SA)	—	配-01-1	FA	一式	①-3	改造	非安重	常設SA	C/(C)	主: 制御室換気設備 (SA) 従: 制御室換気設備	—	流体: 空気	
	計測制御系統施設	—	重大事故等対処設備	制御室	制御室換気設備	—	制御室フィルタユニット	制御室フィルタユニット	—	機-01-7	FA	2	①-3	改造	非安重	常設SA	C/(C)	主: 制御室換気設備 (SA) 従: 制御室換気設備	—		
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵 建屋換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵 建屋換気系	建屋給気ユニット	建屋給気プレフィルタ	—	機-3	FB	1	①-3	既設	非安重	—	C/-	—	—		
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵 建屋換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵 建屋換気系	建屋給気ユニット	建屋給気粒子フィルタ	—	機-4	FB	1	①-3	既設	非安重	—	C/-	—	—		
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵 建屋換気設備	使用済燃料受入れ・貯蔵 建屋換気系	建屋給気ユニット	建屋給気加熱コイル	—	機-1	FB	1	①-3	既設	非安重	—	C/-	—	—		
	その他再処理設備の附属施設	—	—	電気設備	設計基準対象の施設	ディーゼル発電機	重油タンク	重油タンク	—	機-01-1	F2	4	①-3	既設	安重	—	S/-	—	—	MOX (再処理主)	
	その他再処理設備の附属施設	—	—	電気設備	設計基準対象の施設	ディーゼル発電機	燃料デイトンク	燃料デイトンク	—	機-01-2	FA	2	①-3	既設	安重	—	S/-	—	—	MOX (再処理主)	
	その他再処理設備の附属施設	—	—	電気設備	設計基準対象の施設	ディーゼル発電機	燃料移送ポンプ	燃料移送ポンプ	—	機-01-4	F1(B)基礎	2	①-3	既設	安重	—	S/-	—	—	MOX (再処理主)	
	その他再処理設備の附属施設	—	—	電気設備	設計基準対象の施設	ディーゼル発電機	ディーゼル発電機	主配管 (燃料油系)	—	配-01-1	FA	一式	①-3	既設	安重	—	S/-	—	—	MOX (再処理主)	
	その他再処理設備の附属施設	—	—	電気設備	設計基準対象の施設	ディーゼル発電機	第1非常用ディーゼル発電機	ディーゼル機関	発電機	機-01-7	FA	2	①-3	既設	安重	—	S/-	—	—	MOX (再処理主)	
	その他再処理設備の附属施設	—	—	冷却水設備	設計基準対象の施設	安全冷却水系	安全冷却水系	安全冷却水系膨張槽	容器	機-01-1	屋外	2	①-3	既設	安重	—	S/-	—	—	MOX (再処理主)	
	その他再処理設備の附属施設	—	—	冷却水設備	設計基準対象の施設	安全冷却水系	冷却塔	安全冷却水系冷却塔	熱交換器	機-01-2	屋外	2	①-3	改造	安重	—	S/-	—	—	MOX (再処理主)	
	その他再処理設備の附属施設	—	—	冷却水設備	設計基準対象の施設	安全冷却水系	安全冷却水系	主配管 (排熱除去系: 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用, サポート用冷却水系: 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用)	主配管	配-01-1	FA, 屋外, F1(A)基礎, F1(B)基礎	一式	①-3	既設	安重	—	S/-	—	—	MOX (再処理主)	
	その他再処理設備の附属施設	—	—	冷却水設備	設計基準対象の施設	安全冷却水系	安全冷却水系	主配管 (サポート用冷却水系: 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用)	主配管	配-01-2	FA, 屋外, F1(A)基礎, F1(B)基礎	一式	①-3	既設	安重	—	S/-	—	—	MOX (再処理主)	
	その他再処理設備の附属施設	—	—	—	—	—	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔 A, Bの飛来物防護ネット (一部、飛来物防護板)	飛来物防護ネット (使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設用 安全冷却水系冷却塔 A, B)	建物・構築物	今後実施 (設計中)	屋外	2	①-3	新設	非安重	—	C-1/-	—	—		
	施設共通	—	—	—	—	—	第1非常用ディーゼル発電機室結露中性能フィルタ	—	—	機-01-1	FA	2	①-3	既設	非安重	—	C/-	—	—		
	その他再処理設備の附属施設	—	—	冷却水設備	設計基準対象の施設	安全冷却水系	再処理設備本体用 安全冷却水系冷却塔	熱交換器	【外部火災】 8条-43	—	屋外	2基	②-1 ②-3	改造/既設	安重	—	S/-	—	—		
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	主排気筒	—	—	主排気筒	主排気筒	排気筒	【外部火災】 8条-43	機-07-1	屋外	一式	②-3	既設	安重	常設SA	S/1, 2Ss	主: 主排気筒 従: 廃ガス貯留設備 代替セル排気系	—	
	その他再処理設備の附属施設	—	—	電巻防護対策設備	—	—	主排気筒に接続する屋外配管及び屋外ダクトの飛来物防護板 (主排気筒周り)	飛来物防護板 (主排気筒接続用 屋外配管及び屋外ダクト 主排気筒周り)	建物・構築物	—	屋外	1式	②-4	新設	非安重	—	S	—	—		
	その他再処理設備の附属施設	—	—	電巻防護対策設備	—	—	主排気筒に接続する屋外配管及び屋外ダクトの飛来物防護板 (分離建屋屋外)	飛来物防護板 (主排気筒接続用 屋外配管及び屋外ダクト 分離建屋屋外)	建物・構築物	—	屋外	2式	②-4	新設	非安重	—	S	—	—		
	その他再処理設備の附属施設	—	—	電巻防護対策設備	—	—	主排気筒に接続する屋外配管及び屋外ダクトの飛来物防護板 (精製建屋屋外)	飛来物防護板 (主排気筒接続用 屋外配管及び屋外ダクト 精製建屋屋外)	建物・構築物	—	屋外	3式	②-4	新設	非安重	—	S	—	—		
	その他再処理設備の附属施設	—	—	電巻防護対策設備	—	—	主排気筒に接続する屋外配管及び屋外ダクトの飛来物防護板 (高レベル廃液ガラス固化建屋屋外)	飛来物防護板 (主排気筒接続用 屋外配管及び屋外ダクト 高レベル廃液ガラス固化建屋屋外)	建物・構築物	—	屋外	4式	②-4	新設	非安重	—	S/-	—	—		
	その他再処理設備の附属施設	—	—	電巻防護対策設備	—	—	再処理設備本体用 安全冷却水 A, Bの冷却塔 飛来物防護ネット (一部、飛来物防護板)	飛来物防護ネット (再処理設備本体用 安全冷却水 A, B)	建物・構築物	—	屋外	5式	②-3	新設	非安重	—	S/-	—	—		
	その他再処理設備の附属施設	—	—	電巻防護対策設備	—	—	再処理設備本体用 安全冷却水 A, Bの冷却塔 飛来物防護ネット (一部、飛来物防護板)	飛来物防護ネット (再処理設備本体用 安全冷却水 A, B)	建物・構築物	—	屋外	6式	②-1	新設	非安重	—	S/-	—	—		
	その他再処理設備の附属施設	—	—	電巻防護対策設備	—	—	第2非常用ディーゼル発電機用 安全冷却水 A, Bの冷却塔 飛来物防護ネット (一部、飛来物防護板)	飛来物防護ネット (第2非常用ディーゼル発電機用 安全冷却水 A, B)	建物・構築物	—	屋外	7式	②-3	新設	非安重	—	S/-	—	—		
	その他再処理設備の附属施設	—	—	電巻防護対策設備	—	—	前処理建屋の安全蒸気系設置室の飛来物防護板	飛来物防護板 (前処理建屋の安全蒸気系設置室)	建物・構築物	—	屋外	一式	②-3	新設	非安重	—	C/-	—	—		

申請対象設備リスト (各条における申請対象設備)
(2/2)

番号	施設区分			設備区分			機器名称(許可)	機器名称	機種	基本設計方針 紐付け番号	エビデンス 紐付け番号	設置場所	数量	申請回	変更区分	地区区分	SA区分	耐震設計	兼用 (主従)	共用 (主従)	備考
	その他再処理設備の附属施設	—	—	電巻防護対策設備	—	—	前処理建屋の非常用内電源系統及び計測制御系統施設設置室の飛来物防護板	飛来物防護板(前処理建屋 非常用内電源系統及び計測制御系統施設設置室 A 東ブロック、A 南ブロック、B)	建物・構築物	【電巻】 8条-33 【外部火災】 8条-43	—	屋外	一式	②-3	新設	非安重	—	C/-	—	—	—
	その他再処理設備の附属施設	—	—	電巻防護対策設備	—	—	冷却塔に接続する屋外設備の飛来物防護板	飛来物防護板(冷却塔接続 屋外設備)	建物・構築物	【電巻】 8条-33 【外部火災】 8条-43	—	屋外	一式	②-3	新設	非安重	—	C/-	—	—	—
	その他再処理設備の附属施設	—	—	電巻防護対策設備	—	—	精製建屋の非常用内電源系統及び計測制御系統施設設置室の飛来物防護板	飛来物防護板(精製建屋 非常用内電源系統及び計測制御系統施設設置室 A、B)	建物・構築物	【電巻】 8条-33 【外部火災】 8条-43	機-04-1	屋外	一式	②-4	新設	非安重	—	C/-	—	—	—
	その他再処理設備の附属施設	—	—	電巻防護対策設備	—	—	高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用内電源系統、計測制御系統施設及び安全冷却水系統設置室の飛来物防護板	飛来物防護板(高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用内電源系統、計測制御系統施設及び安全冷却水系統設置室)	建物・構築物	【電巻】 8条-33 【外部火災】 8条-43	—	屋外	一式	②-3	新設	非安重	—	C/-	—	—	—
	その他再処理設備の附属施設	—	—	電巻防護対策設備	—	—	高レベル廃液ガラス固化建屋の非常用内電源系統、計測制御系統施設及び安全冷却水系統設置室の飛来物防護板	飛来物防護板(高レベル廃液ガラス固化建屋 非常用内電源系統、計測制御系統施設及び安全冷却水系統設置室)	建物・構築物	【電巻】 8条-33 【外部火災】 8条-43	—	屋外	一式	②-3	新設	非安重	—	C/-	—	—	—
	その他再処理設備の附属施設	—	—	電巻防護対策設備	—	—	非常用電源建屋の第2非常用ディーゼル発電機及び非常用内電源系統設置室の飛来物防護板	飛来物防護板(非常用電源建屋第2非常用ディーゼル発電機及び非常用内電源系統設置室 A 北ブロック、A 南ブロック、B 北ブロック、B 南ブロック)	建物・構築物	【電巻】 8条-33 【外部火災】 8条-43	—	屋外	一式	②-3	新設	非安重	—	C/-	—	—	—
	その他再処理設備の附属施設	—	—	電巻防護対策設備	—	—	制御建屋中央制御室換気設備設置室の飛来物防護板	飛来物防護板(制御建屋 中央制御室換気設備設置室)	建物・構築物	【電巻】 8条-33 【外部火災】 8条-43	—	屋外	一式	②-4	新設	非安重	—	C/-	—	—	—
	その他再処理設備の附属施設	—	—	電巻防護対策設備	—	—	第1ガラス固化体貯蔵建屋床面走行クレーンの遮断容器設置室の飛来物防護板	飛来物防護板(第1ガラス固化体貯蔵建屋 床面走行クレーン遮断容器設置室)	建物・構築物	【電巻】 8条-33 【外部火災】 8条-43	—	屋外	一式	②-4	新設	非安重	—	C/-	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	ガラス固化体貯蔵設備	—	—	貯蔵ピット	第1ガラス固化体貯蔵建屋東棟の第1貯蔵ピット～第4貯蔵ピット(収容管/通風管)	ラック/ピット/棚	【外部火災】 8条-53	機-09-006	KBE	4	②-3	既設	安重	—	S	—	—	—
	その他再処理設備の附属施設	—	—	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	第2非常用ディーゼル発電機	ディーゼル機関	発電機	【火山】 8条-24 【外部火災】 8条-43	機-07-1	GA	2	②-3	既設	安重	—	S/-	—	—	—
	放射線管理施設	設計基準対象の施設	—	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	—	主排気筒管理建屋	主排気筒管理建屋	建物・構築物	【外部火災】 8条-43	—	屋外	一式	②-4	既設	非安重	—	S/1.2Ss	—	—	—
	使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設	設計基準対象の施設	使用済燃料の受入れ施設	使用済燃料受入れ設備	燃料取出し準備設備	—	—	—	建物・構築物	【その他】 8条-23	—	屋外	一式	①-3	既設	安重	—	S/1.2Ss	—	—	—
	再処理設備本体	せん断処理施設	—	燃料供給設備	—	—	—	前処理建屋	建物・構築物	【その他】 8条-23	—	屋外	一式	②-3	既設	安重	—	S/1.2Ss	—	—	—
	再処理設備本体	分離施設	—	分離設備	—	—	—	分離建屋	建物・構築物	【その他】 8条-23	—	屋外	一式	②-3	既設	安重	—	S/1.2Ss	—	—	—
	再処理設備本体	精製施設	設計基準対象の施設	ウラン精製設備	—	—	—	精製建屋	建物・構築物	【その他】 8条-23	—	屋外	一式	②-4	既設	安重	—	S/1.2Ss	—	—	—
	再処理設備本体	脱硝施設	—	ウラン脱硝設備	受入れ系	—	—	ウラン脱硝建屋	建物・構築物	【その他】 8条-23	—	屋外	一式	②-4	既設	非安重	—	B/-	—	—	—
	再処理設備本体	脱硝施設	—	ウラン・プルトニウム混合脱硝設備	溶液系	—	—	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	建物・構築物	【その他】 8条-23	—	屋外	一式	②-3	既設	安重	—	S/1.2Ss	—	—	—
	製品貯蔵施設	—	—	ウラン酸化物貯蔵設備	—	—	—	ウラン酸化物貯蔵建屋	建物・構築物	【その他】 8条-23	—	屋外	一式	②-4	既設	非安重	—	—	—	—	—
	製品貯蔵施設	—	—	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵設備	—	—	—	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	建物・構築物	【その他】 8条-23	—	屋外	一式	②-4	既設	非安重	—	S/-	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	気体廃棄物の廃棄施設	設計基準対象の施設	塔槽類廃ガス処理設備	高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備	高レベル濃縮廃液廃ガス処理系	—	—	高レベル廃液ガラス固化建屋	建物・構築物	【その他】 8条-23	—	屋外	一式	②-3	既設	安重	—	S/1.2Ss	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	ガラス固化体貯蔵設備	—	—	—	—	建物・構築物	【その他】 8条-23	—	屋外	一式	②-4	既設	安重	—	S/-	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物処理設備	チャンネルボックス・バーナブルボイズン処理系	—	—	チャンネルボックス・バーナブルボイズン処理建屋	建物・構築物	【その他】 8条-23	—	屋外	一式	②-4	既設	非安重	—	S/-	—	—	—
	放射性廃棄物の廃棄施設	固体廃棄物の廃棄施設	—	低レベル固体廃棄物貯蔵設備	ハル・エンドピース貯蔵系	—	—	ハル・エンドピース貯蔵建屋	建物・構築物	【その他】 8条-23	—	屋外	一式	②-4	既設	非安重	—	S/-	—	—	—
	計測制御系統施設	—	設計基準対象の施設	制御室	—	—	—	制御建屋	建物・構築物	【その他】 8条-23	—	屋外	一式	②-4	既設	非安重	—	S/1.2Ss	—	—	—
	その他再処理設備の附属施設	—	—	分析設備	—	—	—	分析建屋	建物・構築物	【その他】 8条-23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他再処理設備の附属施設	—	—	電気設備	設計基準対象の施設	電気設備	—	非常用電源建屋	建物・構築物	【その他】 8条-23	—	屋外	一式	②-3	既設	非安重	—	S/-	—	—	—
	放射線管理施設	設計基準対象の施設	—	放射線監視設備	屋外モニタリング設備	—	—	主排気筒管理建屋	建物・構築物	【その他】 8条-23	—	屋外	一式	②-4	既設	非安重	—	S/1.2Ss	—	—	—
	施設共通	—	—	—	—	—	—	基本設計方針	—	6, 13, 20, 26, 29, 32, 37~42 【電巻】 8条-5, 14, 28, 29 【落雷】 8条-5, 10, 11, 15, 16 ~19, 23 【火山】 8条- 5, 11, 16, 23, 31, 34, 40, 47, 50, 54, 58, 59, 62, 67~70 【外部火災】 8条- 6, 12, 15, 31, 35, 43, 47, 50~52, 54, 56~61 【航空機落下】 8条-6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—